

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第23回／家裁第24回)

1 開催日時

平成27年5月21日(木) 午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 石井佳世, 植之原邦彦, 大須賀滋(委員長), 桑田裕将, 近藤久美子, 豎山博之, 永山一秀, 前田郁勝

(家裁委員) 池田浩明, 上原大祐, 大須賀滋(委員長), 緒方玲子, 川田雅子, 馬場竹彦, 藤井秀樹, 山田恵里佳

(五十音順)

(説明者) 山田直之判事, 村山明人主任書記官, 松尾ゆかり書記官

4 議事

(1) 自己紹介

(2) テーマ

ア 地裁委員会「裁判員制度の広報について」

イ 家裁委員会「成年後見制度について」

(3) 議事の概要

別紙のとおり

(4) 次回期日

平成27年11月19日(木) 午後1時30分から午後5時まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

地裁委員会テーマ「裁判員制度の広報について」の質問・意見交換

1 「裁判員制度の広報について」

制度概要の説明

鹿児島地方裁判所裁判官 山田直之

2 質疑

(委員) 裁判員に選ばれるまでの手続の中でくじを3回行っているが、全くの無作為なのか、それとも個別の事情や男女比等を考慮することがあるのか伺いたい。

(説明者) 候補者名簿を作成するまでは、無作為に抽出し、個別の事情を考慮することはない。その後、裁判員を選任するまでの過程の中で辞退事由等の申出によりくじの対象から除外することはあるが、くじ自体は無作為で行っている。

これまでの経験上、男性女性の比率はおおよそ半々となっているが、女性のみや、男性のみが裁判員に選任されるという可能性はある。

(委員) 裁判員の精神的負担に関して、PTSD等の事例はなかったか。

(説明者) 当庁ではそういった事例は聞いていない。

裁判員の精神的負担については十分配慮しており、公判前整理手続において、証拠として遺体の写真等を示す必要性について検討した上で、示す必要がある場合には、選任手続の段階でアナウンスを行い、個別に対応している。また、裁判中も裁判員の体調には常に気を配っており、必要に応じて個別に話を聞くなど、十分なケアに努めている。その上で、精神的な負担からどうしても裁判員としての職務を続けることができない場合には、解任等することとなる。

さらに、メンタルヘルスサポートの制度もあり、カウンセリング等を受けることも可能である。

(委員) 裁判員裁判はどのような事件が対象となるのか。

(説明者) 重大事件が対象となっており、法定刑が死刑又は無期懲役となっているもの若しくは故意の行為により人を死なせてしまったものが対象となる。

(委員) 裁判員裁判の必要性について、お聞きしたい。

(説明者) ほとんどの先進国では裁判に一般市民が参加する制度がある。裁判員裁判は、国民に司法参加してもらうことによって、裁判に市民感覚を反映させることが目的である。判決内容が一般市民に分かりやすくなることにより、被告人にとっても分かりやすいものとなっている。

また、裁判官3人に加え、一般の方6人が入ることによって違う視点も加わってきている。

(委員) 裁判員制度は、施行後5年以上経過し、一般的になってきているとは思いますが、興味を持ってもらうために、定期的な発信として、ビデオ視聴の機会を増やすなどの広報があってもいいのではないかと。

(委員) 自分の伝えたいことをどういう人に伝えたいか、ターゲットによって広報手段を替えてもいいと考える。

また、これから選挙権を持つような学生や高校生に対しても、積極的に広報してよいと思うし、未成年者向けのホームページを活用することなども、一つの方法だと思う。

(委員) 検察官としても、一般市民が参加するため、分かりやすい裁判員裁判を目指している。

事前に行う争点整理手続においても、裁判所、検察官、弁護人が協力して裁判を進めており、検察庁でも、裁判において、パワーポイントを使って視覚的に分かりやすいものを作っている。

検察官としては、証人の日程調整等に苦慮している面もあるが、裁判員に負担を掛けないように日程調整をしている。

広報の面では、検察庁でも裁判所と同じように裁判員制度広報用ビデオを作成して貸し出しており、また、出前講義も行っている。

(委員長) 弁護士の立場から裁判員裁判はどうか。

(委員) 弁護士からすると、誰のための裁判なのかということを考えて裁判員制度自体を見直す必要があるのではないかと考えている。

30分から40分程度に1回休廷が入り、時間が伸びている印象を受ける。被告人のための裁判であるという刑事裁判の原点に立ち戻って検証しなければならないと考える。

(委員) これまでの裁判の反省点として、五月雨式の争点をいかに要領よく審理していくかが問題となっていたが、裁判員裁判は事前の打合せにより争点を絞るという制度であり、必ずしも裁判員裁判が被告人のための制度になっていないとは言い切れない。

家裁委員会テーマ「成年後見制度について」の質問・意見交換

- 1 DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」視聴
- 2 成年後見制度の概要、利用状況及び当庁での取組等について

説明

鹿児島家庭裁判所主任書記官 村山 明人

鹿児島家庭裁判所書記官 松尾 ゆかり

- 3 質疑

(委員長) 後見制度について、銀行の実務ではどのように捉えているか。

(委員) 銀行としては、営業窓口の後見制度を利用して後見人が来ていただける方が安心である。これからますます高齢化社会は進んでいくので、ご本人が元気なうちに成年後見について考えてもらえるように、もっと広く成年後見制度を周知する必要性を感じている。

(委員) 後見人教室はどのくらいの頻度で開催しているのか。また、後見人に

対し、どのタイミングで後見人教室への参加を呼び掛けているのか。

(説明者) 当庁では、後見人教室は毎月1回程度開催しており、後見人が就職時報告書を提出する前に参加を案内している。

(委員長) 市民相談で、後見制度を案内することは多いか。

(委員) 市役所の相談においても、親の財産について成年後見制度を案内することが増えてきている。また、身寄りのない方について市長の申立てにより成年後見を開始するというケースも増えてきており、成年後見のニーズは高まってきている。しかし、実際には選任後の成年後見人の管理責任が重いこともあり、案内しにくいと感じることもある。

(委員) 後見人教室では実際にどのくらいの割合の後見人に対し参加を案内しているのか。

(説明者) 成年後見人になった方には、案内を送付している。後見人教室に欠席されたとしても、後見人教室に参加していただくまで案内し続けており、ほぼ全員の方に参加いただいている。

(委員) 今年度、鹿児島市が市民後見人養成の教室を始めるとのことだが、そこで養成される市民後見人の選任を裁判所においてはどのように取り扱うのか。

(説明者) 裁判所としては、現時点では、市民後見人について十分な検討は、まだできていない。

(委員) 法定後見人とは何か。検察官が成年後見を申し立てるのはどのような場合か。

(委員) 法定後見人とは、保佐の申立てから程度が進んで、後見に至るケースである。検察官からの申立ては、民法上申立権が認められているが、実際にはほとんどない。

(委員) 検察官からの成年後見の申立てについて、検討まではしたが実際には申立てはしなかったことがある。例えば、詐欺に遭った人で身寄りがい

ない場合等、申立人がいない場合に検察官からの申立てを検討する。しかし、親戚がいたらその人が申立てをするものであり、検察官からの申立ては補充的なものと考えている。

(委員長) 学校の中や母親の間で成年後見が話題になったことはないか。

(委員) 学校内で成年後見が話題になったことはないが、今後PTAや研修会等で話題にすることも必要かと思われる。

(委員長) 老齢心理学みたいなものはあるのか。

(委員) 経済活動がどのくらいまでできるかの検査は、心理学の分野ではまだ確立されていない。認知機能の検査結果は良くても、経済機能は劣るという方もいる。これから研究が進んでいくのではないかと思われる。

成年後見の申立てが認容されないこともあるのか。

(説明者) 申立てに対しては、ほとんどのケースで認容している。

(委員) 補足すると、後見の申立てがあっても鑑定の結果で類型が変わることもあるが、ほとんどのケースで認容される。

(委員長) 検察官の委員に問うが、後見人が業務上横領に問われるケースは経験したことがあるか。

(委員) 該当するケースは、数としてはそれほど多くない。

(委員) 鑑定人となるのは、どのような方か。

(委員) 申立ての際に定型の診断書の書式があり、主治医作成の定型の診断書で判断できる場合には、実際には鑑定までは行わないというケースが多い。しかし、診断書の結果について、もう少し鑑定が必要な場合や診断書と内容が異なる場合には、実際には鹿児島大学の医師に鑑定を依頼することが多い。

(委員) 後見人に就任した場合、預金の引き出しについて、事前に葬儀費用を預金から下ろすことが不可とされ、実際の葬儀費用を後見人が立て替えた場合に、相続開始時に問題が生じることもあり、不都合を感じる。

- (委員) 専門職の後見人が就くケースは親族と疎遠である場合が多い。成年後見人の権限について、ある程度の弾力的な運用を認めることはできないか。
- (委員) ご指摘を受けたようなケースも承知しているが、事前に葬儀費用を含めた高額の前金を下ろすことについて、裁判所としては多額の現金を手元に保管することが望ましいとは思えないため、許可することは難しい。
- (委員) 認知症の方が詐欺に遭うケースも多く、必要があるのに成年後見の申立てに結びつかないことがたくさんあり、申立てをするのにハードルが高い。
- (委員) 成年後見の申立てについてのハードルの内容を教えてほしい。家庭裁判所としてハードルを低くできればと考える。
- (委員) やはり申立てへの抵抗感がある。一般には成年後見を必要とする人が自ら申し立てるケースは少ない。近年、申立ての書式等が見直され、簡略化されたことは評価するが、手続の簡略化について、更に見直しを進めてほしい。
- (委員長) 高齢化が進む中で、成年後見は、社会としてどう引き受けるかという大きなテーマである。財産の保護については裁判所が大きく貢献して、できる限りハードルを低くし、高齢化社会を裁判所として応援していければと考える。